

## 蒲郡市養護教諭支援員派遣事業の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が蒲郡市公立学校設置条例（昭和39年蒲郡市条例第15号）第2条に規定する学校（以下「学校」という。）に派遣する養護教諭支援員（以下「支援員」という。）により養護教諭の実務及び事務を補助することを目的とする支援事業（以下「事業」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(支援員の派遣を行う学校)

第2条 支援員の派遣は、教育委員会が派遣を必要と認めた学校に対して行う。

(支援員の管理監督)

第3条 支援員の派遣を受けた学校の長は、派遣された支援員のその日の勤務について管理監督する。

(事業実施状況の報告)

第4条 支援員の派遣を受けた学校は、支援員に定期的にその勤務状況等について教育委員会に報告させるものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。